

令和3年度久慈市奨学金（予約採用）の申込要項

1 申込資格

久慈市内に住所を有する者の子弟であって、高等学校、大学及び専修学校等に進学を希望又は在学し、品行方正、学業優秀かつ身心とも健全で、なお、学資の支弁が困難と認められる者。

2 奨学資金の対象者、貸付額及び募集人数

対象者	貸付額	募集人数
高等学校進学希望者又は在学者	月額2万円	10名
大学（短期大学を含む）進学希望者又は在学者	月額3万円または月額5万円	10名
2年以上の就学を要する専修学校等進学希望者又は在学者	月額3万円または月額5万円	

3 返済方法

貸付けの期間満了又は廃止した年から、年賦、半年賦又は月賦の方法により月額15,000円を上限として償還する（ただし貸付期間の4倍以内の期間を超えないこと）。ただし、借受者がさらに上級学校へ進学する場合は償還を猶予することができる。

4 申請について

奨学資金制度を受けようとする者は、在籍又は出身中学校長及び高等学校長の推薦を受け、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 申請書類

- 奨学金貸付申請書（様式第1号）
- 家族調書（様式第2号）
- 学校長推薦書（様式第3号）
- 学業成績表【開封無効】
中学生の学業成績表は、岩手県高等学校入学者選抜実施要項様式-1「調査書」により提出すること。中学生以外は成績証明書によること。
- 戸籍謄本
- 所得課税証明書（最新のもので所得のある方全員のもの（年金含む））

(2) 申請書提出期限

令和2年10月15日（木）

5 貸付予約の決定

- (1) 学業、人物、健康及び経済的事由の評価を基に奨学金選考委員会において選考し、選考結果を11月下旬までに通知する。
- (2) 上記において貸付予約の決定を受けた者で、進学が決定し貸付を必要とする者は、進学する学校の合格通知書の写しを提出すること。

6 その他

(1) 連帯保証人

貸付が決定した場合は、連帯保証人2名を立てなければならない。

- ・ 連帯保証人は、独立の生計を営み、奨学金の償還（返済）に責任能力を持つ方を選任することになります。
- ・ 連帯保証人のうち1人は、借受人の父母兄姉又はこれに代わる者を選任することも可能です。
- ・ 連帯保証人同士は別世帯としてください（別々に生計を営んでいること）。

(2) 報告義務

- ・ 奨学金の貸付を受ける期間中は、毎年4月末までに在学証明書又は学生証の写しを提出しなければなりません。
- ・ 進学した学校の卒業後に就職したときは、就職報告書を提出しなければなりません。

(3) 異動の届出

奨学生は、常に住所を明らかにし、次の各号の事由を生じたとき場合は、遅滞なく市長に異動の届出をしなければならない。

- ・ 休学、復学、又は退学したとき。
- ・ 本人の身分、住所その他申請内容に異動を生じたとき。

(4) 奨学金の休止又は廃止

奨学金制度の辞退申出があったとき又は奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学資金の停止又は廃止をすることができる。

- ・ 借受者が休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- ・ 卒業の見込みがないとき、及び退学したとき。
- ・ 奨学資金を必要としなくなったとき。
- ・ その他奨学生の資格に欠ける事由があったとき。